

年管発 0731 第 6 号
令和 2 年 7 月 31 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 2 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について (通知)

標記について、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知をしたので、御了知いただくとともに、貴管内市区町村への周知方よろしく取り計らわれない。

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 2 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、令和 2 年厚生労働省告示第 287 号（令和 2 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件）が公布・施行されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては、地方厚生（支）局長を通じて周知することとしていることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額又は子の加算額の対象者等となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日までに、生計維持確認届、現況届等を日本年金機構に提出しなければならないが、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金及び年金生活者支援給付金（以下「年金等」という。）の支払が一時差止めとなる。また、国民健康保険中央会及び情報提供ネットワークシステムで所得情報を取得できない 20 歳前障害基礎年金受給権者及び年金生活者支援給付金受給者は、毎年 7 月 31 日までに、所得状況届を日本年金機構に提出しなければならないが、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金等の支払が一時差止めとなる。

令和 2 年 7 月豪雨に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく生計維持確認届、現況届、所得状況届等（以下「届書等」という。）の提出期限が到来する受給権者等については、提出期限までに届書等を提出することが困難である場合が想定される。

本告示は、こうした事情に鑑み、当該受給権者等について、提出期限までに届書等の提

出がない場合であっても年金等の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

2. 内容

令和2年7月3日から同年7月31日までの間に災害救助法適用区域に住所を有する受給権者等であって①から③までに掲げる者が、令和2年において提出するそれぞれ①から③までに定める届書等の提出期限を、同年12月28日に延長する。

- ① 誕生日が7月1日から11月30日までの間にある受給権者等 生計維持確認届、現況届等
- ② 20歳前障害基礎年金受給権者 所得状況届
- ③ 年金生活者支援給付金受給者 所得状況届